館林市 • 板倉町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、 館林市・板倉町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(所堂事務)

- 第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 協議会の会議に関すること。
 - (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
 - (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
 - (4) 協議会の庶務に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

- 第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。
 - (1) 総務係
 - (2) 計画係
 - (3) 調整1係
 - (4) 調整2係
- 2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

- 第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3) 係長
 - (4) その他の職員

(職員の職務)

- 第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。
- 2 事務局次長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 事務局内の連絡及び調整

- (2) 事務局長の補佐
- (3) 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときの職の代理
- 3 係長及びその他の職員は、上司の命を受けて所管の事務を処理する。 (職務権限)
- 第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、館林市職務権限規程(昭和56年館林市訓令第1号)の規定を準用する。この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替える。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局次長は、次に掲げる事項について専決処分をすることができる。
 - (1) 館林市及び板倉町との連絡調整に関すること。
 - (2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。
 - (3) 各種資料等の作成に関すること。
 - (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
 - (5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。
 - (6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。
 - (7) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

- 第7条 事案を処理する場合の起案は、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。
- 2 文書の整理、保管及び編さんについては、館林市の文書の取扱いの例によるもの とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。 (情報公開の取扱い)
- 第8条 事務局が保有する公文書の公開については、館林市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

- 第9条 協議会の公印の名称、寸法、書体、ひな型、使用区分、管理者及び個数は、 別表第2のとおりとする。
- 2 協議会の公印の取扱い等については、館林市の公印の取扱いの例によるものとす

る。

(職員の服務)

第10条 事務局職員の服務及び勤務条件については、館林市の一般職の職員の例に よるものとする。

(職員の給与等)

- 第11条 事務局職員の給与、手当等については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。
- 2 事務局職員の旅費については、協議会の負担とし、その支給方法等は、館林市の 一般職の職員の例によるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局 長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年2月7日から施行し、改正後の館林市・板倉町合併協議会 事務局規程は、平成28年12月19日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

担当名	事務分掌	
総務係	1 協議会の庶務及び会計に関すること。	
	2 協議会予算に関すること。	
	3 合併の諸手続きに関すること。	
	4 協議会及び幹事会の会議に関すること。	
	5 合併資料の編さんに関すること。	
	6 報酬等の支給に関すること。	
	7 広報事業に関すること。	
	8 国・県との連絡調整に関すること。	
	9 住民説明会に関すること。	
	10 その他他の係に属さないこと。	
計画係	1 合併市町村基本計画に関すること。	
	2 財政計画に関すること。	
調整1係	1 合併協定項目の調整に関すること。	
調整2係	2 その他各種事務事業の調整に関すること。	
	3 専門部会の会議に関すること。	

別表第2 (第9条関係)

名称	館林市・板倉町合併協議会	館林市・板倉町合併協議会
	会長の印	会長職務代理者の印
寸法	方2. 1センチメートル	方2. 1センチメートル
書体	てん書体	てん書体
ひな型	会会 長之 印 合併協議	職務代理者之印
使用区分	一般文書用	一般文書用
管理者	館林市・板倉町合併協議会	館林市・板倉町合併協議会
	事務局次長	事務局次長
個数	1個	1個